

## 多久市過疎地域持続的発展計画新旧対照表（令和6年12月変更）

変更前	変更後
<p>6 生活環境の整備</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>①水道、汚水処理施設等の整備</p> <p>上水道については、これまで、安全で安心できる良質な水の安定供給と市水道事業の健全経営のため、耐震管布設や老朽管更新等、運営基盤強化のために計装設備設置、漏水調査等の事業を計画的に進めてきました。</p> <p>令和2年4月の佐賀西部広域水道企業団との事業統合により、将来にわたり「安全で安心できる良質な水の安定供給」を継続し、持続可能なものとしていきます。</p> <p>下水道については、令和元年度末の汚水処理人口普及率は、全国が91.7%、佐賀県が84.7%であるのに対し、本市では56.9%であり、普及率の一層の向上が求められています。なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。加えて、下水処理場は供用開始後16年が経過し、システムの老朽、経年による機器更新時期となっているため、長寿命化計画を作成し更新工事を行う必要があります。</p> <p>今後も安全で快適な生活環境を維持するために必要な下水道等の整備促進を図っていくことが重要であり、とりわけ、汚水処理施設の普及により、公共用水域の水質保全及び生活環境を改善しなければなりません。</p> <p>育</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>7～11 略</p>	<p>6 生活環境の整備</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>①水道、汚水処理施設等の整備</p> <p>上水道については、これまで、安全で安心できる良質な水の安定供給と市水道事業の健全経営のため、耐震管布設や老朽管更新等、運営基盤強化のために計装設備設置、漏水調査等の事業を計画的に進めてきました。</p> <p>令和2年4月の佐賀西部広域水道企業団との事業統合により、将来にわたり「安全で安心できる良質な水の安定供給」を継続し、持続可能なものとしていきます。</p> <p>下水道については、令和元年度末の汚水処理人口普及率は、全国が91.7%、佐賀県が84.7%であるのに対し、本市では56.9%であり、普及率の一層の向上が求められています。なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。加えて、下水処理場は供用開始後16年が経過し、システムの老朽、経年による機器更新時期となっているため、長寿命化計画を作成し更新工事を行う必要があります。<u>また、更新工事に併せて、処理施設の増設を実施し、既存施設の負荷軽減及び安定的な処理機能の保全に努めていきます。</u></p> <p>今後も安全で快適な生活環境を維持するために必要な下水道等の整備促進を図っていくことが重要であり、とりわけ、汚水処理施設の普及により、公共用水域の水質保全及び生活環境を改善しなければなりません。</p> <p>育</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>7～11 略</p>

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

平成 26 年に策定した多久市環境基本計画は、これまで毎年開催している環境審議会において、施策の進捗状況を確認しながら令和元年には中間見直しを行いました。今後も策定期間である令和 5 年度まで、計画に沿った施策となっているかチェックをしながら進め、次期計画へとつなげていく必要があります。

また、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減率 6%を目標に掲げ、平成 18 年 3 月に策定した「多久市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が実施するすべての事務事業を対象として温室効果ガスの削減に努めてきました。今後は、国の新たな目標設定が示された「地球温暖化対策計画」や佐賀県の「佐賀県地球温暖化対策計画」に則したものの改定を行い、新たな目標を設定し計画を進めていきます。

### (2) 対策

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減率 6%を目標に掲げ、平成 18 年 3 月に策定した「多久市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が実施するすべての事務事業を対象として温室効果ガスの削減に努めてきました。

令和 3 年 4 月に、国から 2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度と比較して 46%削減するとの目標が示され、令和 3 年 5 月には地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されたことから、これらを踏まえた佐賀県の取組と整合を取りながら、「多久市地球温暖化対策実行計画」において、新たな目標を設定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を検討しながら、温室効果ガス排出量を抑制し、低炭素のまちづくりを進めていきます。

### (3)～(4) 略

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

平成 24 年に環境の保全についての基本理念を定めた「多久市環境基本条例」を制定し、平成 26 年には条例に基づく環境行政の最上位計画となる「多久市環境基本計画」を策定しました。以後、環境施策の多様な分野に対して積極的に取り組んできましたが、このほど令和 5 年度に計画期間の終了を迎えたことで、社会状況の変化を踏まえて、新たに「第 2 次多久市環境基本計画」を策定しました。

環境問題の中で特に地球温暖化は、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されるなど、各地でその影響が顕在化し、喫緊の課題となっています。このことにより再生可能エネルギーの利用の推進など地球温暖化対策の取組を積極的に進めていく必要があります。

### (2) 対策

政府は、令和 3 年 4 月に 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すこと、そのための中間的な目標として、温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 46%削減を目指すことを表明しました。本市も令和 6 年 4 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向け、多久市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

また、令和 6 年 4 月に策定した「第 2 次多久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、多久市の事務・事業を対象とした 2030 年度における地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を、2013 年度比で 70%削減することを掲げました。引き続き、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を検討しながら、温室効果ガス排出量を抑制し、脱炭素化を進めていきます。

### (3)～(4) 略